

# 平成 2 1 年玉村町議会第 4 回定例会会議録第 4 号

---

平成 2 1 年 1 2 月 1 0 日（木曜日）

---

## 議事日程 第 4 号

平成 2 1 年 1 2 月 1 0 日（木曜日）午後 2 時開議

- 日程第 1 議案第 6 6 号 玉村町消費生活センター条例の制定について
  - 日程第 2 請願の審査報告
  - 日程第 3 陳情の審査報告
  - 日程第 4 開会中における所管事務調査報告
  - 日程第 5 閉会中における所管事務調査の申し出
  - 日程第 6 閉会中の継続審査の申し出
- 

## 本日の会議に付した事件

- 日程第 1 議案第 6 6 号 玉村町消費生活センター条例の制定について
- 日程第 2 請願の審査報告
- 日程第 3 陳情の審査報告
- 日程第 4 開会中における所管事務調査報告
- 日程第 5 閉会中における所管事務調査の申し出
- 日程第 6 閉会中の継続審査の申し出
- 追加日程第 1 議案第 7 7 号 工事請負契約の締結について（雨水滝 3 号幹線設置工事（第 1 工区））
- 追加日程第 2 同意第 6 号 教育委員会委員の任命について
- 追加日程第 3 同意第 7 号 教育委員会委員の任命について
- 追加日程第 4 同意第 8 号 教育委員会委員の任命について
- 追加日程第 5 玉議第 1 号 ハッ場ダム建設推進を求める意見書の提出について
- 追加日程第 6 玉議第 2 号 生活費に見合う年金引き上げを政府に求める意見書の提出について

出席議員（16人）

1番	笠原 則孝 君	2番	石内 國雄 君
3番	原 幹雄 君	4番	柳沢 浩一 君
5番	齊藤 嘉和 君	6番	筑井 あけみ 君
7番	備前島 久仁子 君	8番	島田 榮一 君
9番	町田 宗宏 君	10番	川端 宏和 君
11番	村田 安男 君	12番	高橋 茂樹 君
13番	浅見 武志 君	14番	石川 眞男 君
15番	三友 美恵子 君	16番	宇津木 治宣 君

欠席議員 なし

---

説明のため出席した者

町 長	貫井 孝道 君	副 町 長	横堀 憲司 君
教 育 長	熊谷 誠司 君	総務課長	小林 秀行 君
税 務 課 長	阿佐美 恒治 君	健康福祉課長	松本 恭明 君
子ども育成課長	新井 敬茂 君	生活環境安全課長	重田 正典 君
経済産業課長	高井 弘仁 君	都市建設課長	横堀 徳寿 君
上下水道課長	太田 巧 君	会計管理者兼 兼 会計課長	新井 淳一 君
学校教育課長	川端 洋一 君		

---

事務局職員出席者

議会事務局長	大島 俊秀	議事調査係長	石関 清貴
局長補佐兼 庶務係長	小坂橋 保	主 査	関根 聡子

## ○開 議

午後 2 時 1 分開議

議長（宇津木治宣君） ただいまの出席議員は 16 名であります。定足数に達しておりますので、これより本日の会議を開きます。

---

## ○日程の追加について

議長（宇津木治宣君） 本日は追加日程として、あらかじめお手元に配付いたしました 6 議案が提出されました。本日午前 11 時より議会運営委員会が開かれ、追加日程の取り扱いについて審査が行われ、本日の議事日程に追加することに決定いたしました。

お諮りいたします。

追加議案について、本日の日程に追加し、議題とすることにご異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

議長（宇津木治宣君） ご異議なしと認めます。

よって、議案 6 件を日程に追加し、議題とすることに決しました。

本日の議事日程は、あらかじめお手元に配付したとおりであります。

---

## ○日程第 1 議案第 66 号 玉村町消費生活センター条例の制定について

議長（宇津木治宣君） 日程第 1、議案第 66 号 玉村町消費生活センター条例の制定についてを議題といたします。

この議案につきましては、経済建設常任委員会に付託となっておりますので、経済建設常任委員長の審査報告を求めます。

島田榮一経済建設常任委員長。

〔経済建設常任委員長 島田榮一君登壇〕

経済建設常任委員長（島田榮一君） 経済建設常任委員長の島田榮一でございます。経済建設常任委員会に付託されました案件につきまして、審査報告を申し上げます。

議案第 66 号 玉村町消費生活センター条例の制定についての審査報告でございます。

12月2日の本会議において町長から提案説明があった議案第 66 号について、経済産業課長に補足説明を求めました。

説明だけ朗読させていただきます。

国は、ことし 9 月に消費者庁を設置しました。その後、各都道府県及び市町村に対して消費生活センターの充実を図るよう指示がありました。消費生活センターは、各都道府県のほとんどの市で開設されており、群馬県においても県と 12 市すべてで既に設置されています。そこで、今回、県内で特に相談件数の多い玉村町、大泉町、邑楽町、甘楽町に対し、県から消費生活センター設置の依頼があ

りました。これを受けて、現在、玉村町、大泉町、邑楽町は、平成22年4月1日の消費生活センター開設に向けて準備を進めているところであります。

玉村町では、10月の町広報で消費生活相談員2名の募集を行いました。これには39名の応募があり、面接を行った結果、2名の相談員の選考を行いました。現在、この2名は、11月から12月中旬まで研修を受けていただいているところです。今後、12月中に消費生活相談員としての試験があり、合格すると1月、2月には、県消費生活センター及び近隣市町村の消費生活センターで実務研修を行い、4月からの相談受け付けに備えることになります。

相談場所となる勤労者センターは、相談室を設けて直接相談を受けますが、通常は専用電話を設置して相談を受ける計画をしています。

ちなみに、平成19年における玉村町の相談件数は345件で、そのうち272件は県消費生活センターで受け付け、他の73件は高崎市、前橋市、伊勢崎市、藤岡市で相談を受けていただきました。玉村町消費生活センター設置後は、消費生活に関する相談だけでなく、苦情などの相談にも対応できるよう幅広く相談を受け付けていきたいと思っております。

委員からは活発な質疑が出されました。慎重審査し、その後、表決を行いました。

質疑の内容については、お手元の資料のとおりでございます。

討論はなく、本議案は、表決の結果、全会一致で原案のとおり可決となりました。

以上でございます。

議長（宇津木治宣君） 委員長の審査報告を終了いたします。

これより経済建設常任委員長の審査報告に対する質疑を求めます。

〔「なし」の声あり〕

議長（宇津木治宣君） 質疑なしと認めることにご異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

議長（宇津木治宣君） ご異議なしと認めます。

以上で経済建設常任委員長の審査報告に対する質疑を終了いたします。

これより議案第66号 玉村町消費生活センター条例の制定についてに対する討論を求めます。

〔「なし」の声あり〕

議長（宇津木治宣君） 討論なしと認めることにご異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

議長（宇津木治宣君） ご異議なしと認めます。

次に、表決を行います。

本案に対する委員長の審査報告は原案可決とするものです。委員長の報告のとおり原案可決とすることにご異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

議長（宇津木治宣君） ご異議なしと認めます。

よって、委員長の報告のとおり原案可決とすることに決しました。

---

## 日程第2 請願の審査報告

議長（宇津木治宣君） 日程第2、請願の審査報告を議題といたします。

請願受理番号1、生活費に見合う年金引き上げを政府に求める請願書についてを議題といたします。

この請願につきましては、総務常任委員会に付託となっておりますので、総務常任委員長の審査報告を求めます。

筑井あけみ総務常任委員長。

〔総務常任委員長 筑井あけみ君登壇〕

総務常任委員長（筑井あけみ君） 総務常任委員会請願審査報告をいたします。委員長の筑井でございます。

受理番号1、生活費に見合う年金引き上げを政府に求める意見書の提出についての審査報告。

この請願は、生活費に見合う年金引き上げを求める意見書を政府に提出することを玉村町議会に求めるものです。

高齢者の生活は年金収入だけです。その実態は、無年金者が100万人を超え、国民年金だけの人が約900万人に上ります。国民年金の平均月額が4万7,000円であり、これでは到底生活ができないと、請願書に述べられております。

本件について、玉村町議会会議規則第93条の規定により、紹介議員である石川眞男議員に説明を求めました。

紹介議員の説明に続き、委員から意見を求めた結果、審査の中で、採択とする委員、趣旨採択とする委員に意見が分かれました。委員長による採決の結果、この不況下においてタイミング的にどうかということもありますが、請願の趣旨は理解でき、全員の委員の理解が得られ、すぐに結果が出なくても国につなげていく必要があるということから、採択と決定いたしました。

審査経過ですが、委員の意見を質疑から経過まで、大変時間をかけ慎重に審議してまいりました。経過の中には、この不況の中において、国民年金の月額が4万7,000円しかない、これでは到底生活できない。さらに、後期高齢者医療保険料や介護保険料が天引きされれば、ますます年金額が減額となる。現実の厳しさが十分わかる。年金を引き上げることを求めるこの問題については十分理解ができる。

また、国民年金に若いうちから加入し、その制度の中できちんと満額掛けてきた年金が今足りないという状況であり、国民年金受給者が日本に900万人いると書いてあるが、年金受給者のうち半分、もしくは3分の1の人が国民年金だという考え方からすれば、年金の格差をなくし、引き上げるのは当然である。国は、国民を国家として保護する義務がある。そのことをきちんと検討させる材料とし

てこの請願を取り上げてよいと考える。

また、考え方は反対ではないが、この経済不況下に、なぜあえてこの請願を国に上げるのが必要なのかというような意見もございました。しかし、最低の年金を引き上げるという考え方、趣旨はよいのではないかと、意見書を上げるまでの必要はないのではないかとのお考えもあり、考え方はわかったということで、趣旨採択という意見もありました。

細かい詳細につきましては、お手元の資料のほうにあります。

本請願は、採決の結果、採択となりました。

以上、雑駁ですが、報告申し上げます。

議長（宇津木治宣君） 委員長の審査報告を終了いたします。

これより総務常任委員長の審査報告に対する質疑を求めます。

〔「なし」の声あり〕

議長（宇津木治宣君） 質疑なしと認めることにご異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

議長（宇津木治宣君） ご異議なしと認めます。

以上で総務常任委員長の審査報告に対する質疑を終了いたします。

次に、本請願に対する討論を求めます。

〔「なし」の声あり〕

議長（宇津木治宣君） 討論なしと認めることにご異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

議長（宇津木治宣君） ご異議なしと認めます。

次に、本請願に対する表決を行います。

本請願に対する委員長の審査報告は採択とするものです。

委員長の報告のとおり採択をすることにご異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

議長（宇津木治宣君） ご異議なしと認めます。

よって、委員長の報告のとおり採択とすることに決しました。

---

### 日程第3 陳情の審査報告

議長（宇津木治宣君） 日程第3、陳情の審査報告を議題といたします。

陳情受理番号3、核兵器の廃絶と恒久平和を求める決議、ならびに意見書採択についての陳情について及び陳情受理番号5、社会的セーフティネットの拡充を求める意見書採択についての陳情を議題といたします。

この陳情につきましては、総務常任委員会に付託となっておりますので、総務常任委員長の審査報

告を求めます。

筑井あけみ総務常任委員長。

〔総務常任委員長 筑井あけみ君登壇〕

総務常任委員長（筑井あけみ君） 受理番号3、核兵器の廃絶と恒久平和を求める決議、ならびに意見書採択についての陳情について、審査報告いたします。

この陳情は、核兵器の廃絶と恒久平和実現のため、国会及び関係行政庁に対し意見書を提出することを玉村町議会に求めるものです。

実効ある核兵器廃絶の合意がなされるべく、核軍縮・不拡散外交に強力に取り組むよう、国是である非核三原則を堅持するとともに、平和市長会議を提唱する2020年までに核兵器の廃絶を目指す「2020ビジョン」を支持し、その実現に向けて取り組むこと。核拡散防止条約（NPT）の遵守及び加盟促進に全力で取り組むこと。

上記2施策の実現を国に対して求める意見書となっております。

委員から意見を求めた結果、趣旨そのものは理解できるが、国の問題であり、意見書を提出するまでもないとの意見が多く、委員会として全会一致で趣旨採択となりました。

なお、審査経過はお手元に配付したとおりでございます。

経過の内容について少しお話ししますと、国は国益があり、町には町益というものがあるにしかるべきである。町の利益、要するに町民の幸福や町の発展に役立つかどうかという観点で見るべきだと思う。これこそ国の問題であり、意見書まで出す必要はない。

玉村町は核兵器廃絶・平和都市宣言をしているのだから、それで十分だと思う等の意見が出ました。

本陳情は、採決の結果、全会一致で趣旨採択となりました。

続きまして、受理番号5、社会的セーフティネットの拡充を求める意見書採択についての陳情についての審査報告。

この陳情は、すべての国民が日本国憲法に明記された「健康で文化的な最低限の生活」を営むことができるよう、総合的なセーフティーネット体系の整備に向け、「雇用と住居を失った者に対する総合支援策」をワンストップ・サービスとして迅速かつ円滑に実施するために必要な事務の改善と、恒久的な制度化を行うこと。生活保護制度の円滑な実施に向け、国の責任において運用の改善、実施体制の確保及び確実な財源保障を行うこと。

上記の施策を求める意見書を国及び関係行政庁に提出するよう、玉村町議会に求めるものです。

委員から意見を求めた結果、趣旨そのものは理解できるということから、委員会として全会一致で趣旨採択となりました。

なお、審査結果はお手元に配付したとおりでございます。

経過内容は、本陳情は玉村町だけでなく、県内の全議会に提出しているということであり、12月議会での審査に間に合うよう、県内で同じ展開をしていると理解し、趣旨は理解したというような経

過がございます。

本陳情は、採決の結果、全会一致で趣旨採択となりました。

以上、報告申し上げます。

議長（宇津木治宣君） 委員長の審査報告を終了いたします。

初めに、受理番号3、核兵器の廃絶と恒久平和を求める決議、ならびに意見書採択についての陳情について、総務常任委員長の審査報告に対する質疑を求めます。

〔「なし」の声あり〕

議長（宇津木治宣君） 質疑なしと認めることにご異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

議長（宇津木治宣君） ご異議なしと認めます。

次に、受理番号5、社会的セーフティネットの拡充を求める意見書採択について、総務常任委員長の審査報告に対する質疑を求めます。

〔「なし」の声あり〕

議長（宇津木治宣君） 質疑なしと認めることにご異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

議長（宇津木治宣君） ご異議なしと認めます。

以上で、総務常任委員長の審査報告に対する質疑を終了いたします。

次に、経済建設常任委員会に付託しました陳情受理番号4、改正貸金業法の早期完全施行等を求める意見書採択についての陳情についてを議題といたします。

これより委員長の審査報告を求めます。

島田榮一経済建設常任委員長。

〔経済建設常任委員長 島田榮一君登壇〕

経済建設常任委員長（島田榮一君） 経済建設常任委員長の島田榮一でございます。陳情審査報告を申し上げます。

本委員会に付託された陳情を審査した結果、次のとおり決定したので、会議規則第95条の規定により報告いたします。

受理番号4、受理年月日、平成21年11月18日、件名、改正貸金業法の早期完全施行等を求める意見書採択についての陳情でございます。陳情者は伊勢崎市中央町30-30、連合群馬伊勢崎地域協議会議長、渡辺聡氏でございます。

審査の結果は趣旨採択でございます。

受理番号4、改正貸金業法の早期完全施行等を求める意見書採択についての陳情についての審査報告を申し上げます。

この陳情の要旨は、国会及び関係行政庁に対して、すべての人が多重債務に陥らないように、現存



する多重債務者が早期に救済されるよう、以下の施策を国に対して求める意見書の提出を玉村町議会に求めるものであります。

1といたしまして、改正貸金業法を早期、遅くとも本年12月までに完全施行すること。2といたしまして、自治体での多重債務相談体制の整備のため、相談員の人件費を含む予算を十分確保するなど、相談窓口の充実を支援すること。3として、個人及び中小事業者向けのセーフティーネット貸し付けをさらに充実させること。4として、ヤミ金融を徹底的に摘発すること。

陳情理由の概要は次のとおりであります。

経済、生活苦での自殺者や自己破産者が増加するなど、深刻な多重債務問題を解決するため、2006年12月に改正貸金業法が成立し、官民が連携して多重債務対策に取り組んできました。その結果、2008年には多重債務者や自己破産者が減少するなど、着実にその成果を上げつつあります。

こうした中で、昨今の経済危機や一部商工ローン業者の倒産などにより、中小企業者の倒産が増加している状況を受け、改正貸金業法の完全施行の延期や貸金業者に対する規制の緩和を求める論調もあります。

しかしながら、こうしたことは再び自殺者や自己破産者、多重債務者の急増を招きかねないことから、上記のような施策を求めるための意見書を国会及び関係行政庁に対して提出することを採択していただくための陳情であります。

委員から意見を求めた結果、多重債務問題の解決のために、改正貸金業法をなるべく早期に完全施行してほしいとの趣旨そのものは理解できるが、遅くとも来年6月18日までには完全施行されることとされているとの意見が多く、委員会としては全会一致で趣旨採択となりました。

なお、審査経過につきましてはお手元に配付したとおりであります。

なお、本陳情は、採決の結果、全会一致で趣旨採択となりました。

以上でございます。

議長（宇津木治宣君） 委員長の審査報告を終了いたします。

これより経済建設常任委員長の審査報告に対する質疑を求めます。

〔「なし」の声あり〕

議長（宇津木治宣君） 質疑なしと認めることにご異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

議長（宇津木治宣君） ご異議なしと認めます。

以上で、経済建設常任委員長の審査報告に対する質疑を終了いたします。

次に、文教福祉常任委員会に付託しました陳情受理番号2、現行保育制度の堅持・拡充と保育・児童保育・子育て支援予算の大幅増額を求める意見書提出を求める陳情書についてを議題といたします。

これより委員長の審査報告を求めます。

村田安男文教福祉常任委員長。

〔文教福祉常任委員長 村田安男君登壇〕

文教福祉常任委員長(村田安男君) 受理番号2番、現行保育制度の堅持・拡充と保育・学童保育・子育て支援予算の大幅増額を求める意見書の陳情でございます。

陳情者は、群馬保育問題連絡会、通称群馬保育センター会長、吉武徹氏より、11月18日に陳情された内容でございます。我々の文教で審査したわけでございます。

内容については、そこにありますけれども、特に過去5回にわたり国において、衆参両院において採択されているものであり、しかしながら、現行においては逆行するもの、内容については、そこにありますような経済財政諮問会議とか、もろもろの会議においては逆行する政策をとっているというような意味合いのものがここに記されているわけでございます。その具体的な内容については、児童福祉法第24条に基づく現行保育制度を堅持拡充し、直接契約、直接補助方式を導入することというような内容から7項にわたりまして内容が記載されているわけでございます。その内容は、予算の拡充とか、機能の拡充強化というものがうたわれているわけでございます。

審査の結果について申し上げます。審査の内容については、内容については大変理解できる。現行において国において論議がまさに真っ最中であるということで、もう少し見守る必要があるというような意見と、もう一つは、まさしくこのような国において、そういう論議中であり、これを肯定し、推し進めるべきであるというような2つの意見等が出されましたけれども、表決の結果、賛成多数で趣旨採択となりました。

以上でございます。

議長(宇津木治宣君) 委員長の審査報告を終了いたします。

これより文教福祉常任委員長の審査報告に対する質疑を求めます。

〔「なし」の声あり〕

議長(宇津木治宣君) 質疑なしと認めることにご異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

議長(宇津木治宣君) ご異議なしと認めます。

以上で、文教福祉常任委員長の審査報告に対する質疑を終了いたします。

次に、本陳情に対する討論、表決に移ります。

陳情受理番号2、現行保育制度の堅持・拡充と保育・学童保育・子育て支援予算の大幅増額を求める意見書提出を求める陳情書に対する討論を求めます。

〔「なし」の声あり〕

議長(宇津木治宣君) 討論なしと認めることにご異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

議長(宇津木治宣君) ご異議なしと認めます。

次に、本陳情に対する表決を行います。

本陳情に対する委員長の審査報告は趣旨採択とするものです。委員長の報告のとおり趣旨採択とすることにご異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

議長（宇津木治宣君） ご異議なしと認めます。

よって、委員長の報告のとおり趣旨採択とすることに決しました。

次に、陳情受理番号3、核兵器の廃絶と恒久平和を求める決議、ならびに意見書採択についての陳情に対する討論を求めます。

〔「なし」の声あり〕

議長（宇津木治宣君） 討論なしと認めることにご異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

議長（宇津木治宣君） ご異議なしと認めます。

次に、本陳情に対する表決を行います。

本陳情に対する委員長の審査報告は趣旨採択とするものです。委員長の報告のとおり趣旨採択とすることにご異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

議長（宇津木治宣君） ご異議なしと認めます。

よって、委員長の報告のとおり趣旨採択とすることに決しました。

次に、陳情受理番号4、改正貸金業法の早期完全施行等を求める意見書採択についての陳情に対する討論を求めます。

〔「なし」の声あり〕

議長（宇津木治宣君） 討論なしと認めることにご異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

議長（宇津木治宣君） ご異議なしと認めます。

次に、本陳情に対する表決を行います。

本陳情に対する委員長の審査報告は趣旨採択とするものです。委員長の報告のとおり趣旨採択とすることにご異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

議長（宇津木治宣君） ご異議なしと認めます。

よって、委員長の報告のとおり趣旨採択とすることに決しました。

次に、陳情受理番号5、社会的セーフティネットの拡充を求める意見書採択についての陳情に対する討論を求めます。

〔「なし」の声あり〕

議長（宇津木治宣君） 討論なしと認めることにご異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

議長（宇津木治宣君） ご異議なしと認めます。

次に、本陳情に対する表決を行います。

本陳情に対する委員長の審査報告は趣旨採択とするものです。委員長の報告のとおり趣旨採択とすることにご異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

議長（宇津木治宣君） ご異議なしと認めます。

よって、委員長の報告のとおり趣旨採択とすることに決しました。

報告書は、お手元に配付したとおりであります。

---

#### ○日程第4 開会中における所管事務調査報告

議長（宇津木治宣君） 日程第4、各常任委員長から、開会中における所管事務調査報告が議会会議規則第77条の規定により議長に提出されました。

報告書は、お手元に配付したとおりであります。

---

#### ○日程第5 閉会中における所管事務調査の申し出

議長（宇津木治宣君） 日程第5、閉会中における所管事務調査の申し出を議題といたします。

各委員長から、目下委員会において調査中の事件につき、議会会議規則第73条の規定により、お手元に配付いたしました申出書のとおり、閉会中の所管事務調査の申し出がありました。

各委員長からの申し出のとおり、閉会中の所管事務調査に付することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

議長（宇津木治宣君） ご異議なしと認めます。

よって、各委員長からの申し出のとおり、閉会中における所管事務調査に付することに決定いたしました。

---

#### 日程第6 閉会中の継続審査の申し出

議長（宇津木治宣君） 日程第6、閉会中の継続審査の申し出を議題といたします。

委員長から、目下委員会において審査中の事件につき、議会会議規則第75条の規定により、お手元に配付いたしました申出書のとおり、閉会中における継続審査に付することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

議長（宇津木治宣君） ご異議なしと認めます。

よって、委員長から申し出のとおり、閉会中における継続審査に付することに決定いたしました。

○追加日程第1 議案第77号 工事請負契約の締結について(雨水滝3号幹線設置工事(第1工区))

議長(宇津木治宣君) 追加日程第1、議案第77号 工事請負契約の締結について(雨水滝3号幹線設置工事(第1工区))を議題といたします。これにご異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

議長(宇津木治宣君) ご異議なしと認めます。

よって、議案第77号を議題といたします。

これより提案理由の説明を求めます。

町長。

〔町長 貫井孝道君登壇〕

町長(貫井孝道君) 議案第77号 工事請負契約の締結についてご説明申し上げます。

雨水滝3号幹線設置工事(第1工区)につきましては、条件つき一般競争入札を行ったところ、7業者の参加申し込みがあり、12月3日に入札執行をいたしました結果、伊勢崎市中央町24番2号、萩原土建株式会社代表取締役萩原健次が、消費税込み5,512万5,000円で落札いたしました。

つきましては、地方自治法第96条第1項第5号及び議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例第2条の規定により、議会の議決を求めるものでございます。

なお、雨水対策事業は、平成15年度に全体計画を構築し、その中でも重点地区として滝川を流末に持つ蛭堀、鯉沢の改修及び新設道路への分水を設計いたしました。本工事は、雨水滝3号幹線の滝川放流口の樋管及びその上流のボックスカルバート約44メートルを設置するものでございます。

よろしくご審議の上、ご議決くださいますようお願い申し上げます。

以上です。

議長(宇津木治宣君) 提案説明を終了いたします。

これより本案に対する質疑を求めます。

〔「なし」の声あり〕

議長(宇津木治宣君) 質疑なしと認めることにご異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

議長(宇津木治宣君) ご異議なしと認めます。

次に、本案に対する討論を求めます。

〔「なし」の声あり〕

議長(宇津木治宣君) 討論なしと認めることにご異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

議長(宇津木治宣君) ご異議なしと認めます。

次に、本案に対する表決を行います。

本案を原案のとおり決することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

議長（宇津木治宣君） ご異議なしと認めます。

よって、本案は原案のとおり可決いたしました。

---

○追加日程第 2 同意第 6 号 教育委員会委員の任命について

○追加日程第 3 同意第 7 号 教育委員会委員の任命について

○追加日程第 4 同意第 8 号 教育委員会委員の任命について

議長（宇津木治宣君） 追加日程第 2、同意第 6 号 教育委員会委員の任命についてから追加日程第 4、同意第 8 号 教育委員会委員の任命についてを一括議題といたしたいと思います。これにご異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

議長（宇津木治宣君） ご異議なしと認めます。

よって、追加日程第 2、同意第 6 号から追加日程第 4、同意第 8 号まで一括議題といたします。

これより提案理由の説明を求めます。

町長。

〔町長 貫井孝道君登壇〕

町長（貫井孝道君） 同意第 6 号 教育委員会委員の任命について提案説明を申し上げます。

現在の教育委員会委員長であります設楽典子様、本年 12 月 13 日をもちまして任期満了を迎えます。

設楽様には、この 4 年間、教育行政のみならず町政全般にわたり大変ご苦労いただきまして、この場をおかりいたしまして厚く御礼申し上げます。

このため、本案は設楽様の後任に玉村町大字樋越 6 4 番地 2 にお住まいの井上一男様を任命いたしたく、ご提案させていただくものでございます。

平成 20 年 4 月 1 日に地方行政の組織及び運営に関する法律が改正され、現に教育を受けている子供を持つ保護者を教育委員に含めることが義務化されましたが、井上様におかれましては、小学校に子供さんが在籍をしております。

続きまして、井上さんの経歴をご紹介します。井上様は昭和 45 年に県立佐波農業高等学校農業科を卒業、お父さんとともに農業を営む傍ら、昭和 48 年に玉村町上陽農業協同組合、現在の伊勢崎佐波農業協同組合に入職されました。平成 16 年にたまむら営農センター指導販売課長、平成 19 年から営農センター所長を務められ、この間、財団法人玉村町農業公社の理事を歴任、中央小学校の稲づくり体験では指導者としてご尽力をいただきました。今年 3 月、定年により退職されました。

が、退職後も今年度初めて実施いたしました、たまむら農業塾の講師として町行政に協力をいただいております。

井上様は、農家の方々の苦勞、大変さを長年見てきました。今は、いつでも、どこでも好きなものが食べられるが、生産の苦勞、大切さ、食べられることのありがたさを伝えていきたいという考えを持っております。

以上、井上様は教育委員として適任であると思われまますので、ご審議の上、同意くださりますようお願い申し上げます。

続きまして、同意第7号 教育委員会委員の任命について提案説明を申し上げます。

昨年の12月議会におきまして同意をいただきました小島秀俊委員から、一身上の理由により教育委員を辞職したいとの願いが出され、教育委員会及び私、町長がこれに同意したことにより、本案は、小島様の後任といたしまして、玉村町大字福島1077番地3にお住まいの川井恵美子様を任命いたしたく、ご提案させていただくものでございます。小島様におかれましては、お忙しい中、大変ご苦勞なさったということで、この場をかりまして御礼申し上げます。

川井さんの経歴をご紹介させていただきます。昭和59年に藤岡女子高等学校を卒業、就職後、結婚されましたが、子育ての傍ら、大宮福祉カレッジの通信教育課程を修了されて、ホームヘルパー2級の資格を取られました。平成9年から玉村町立南幼稚園の介助員、中央小学校では特別支援学級の補助員をされ、現在はお父さんの経営する会社で経理事務を行っておられます。

川井様の町での活動は、南幼稚園、中央小学校PTA本部役員、玉村中学校吹奏楽部保護者会会長を歴任され、児童生徒の健全育成に貢献をされております。また、趣味では地域のバレーボールクラブに所属し、楽しくスポーツをしているスポーツマンでございます。

南幼稚園、中央小学校の9年間の補助員経験は私の人生にとって大きな宝物ですと語られる川井様は、教育委員として適任であると考えます。

なお、任期は、前任者の残任期間となり、平成24年12月15日までの3年間となります。

ご審議の上、ご同意くださいますようお願い申し上げます。

続きまして、同意第8号 教育委員会委員の任命について提案説明を申し上げます。

教育長であります熊谷誠司氏は、本年12月23日をもちましてその任期が満了となります。熊谷氏におかれましては、2期8年の長きにわたり、教育行政のみならず町政全般にわたり大変ご尽力をいただき、町の発展に貢献をされましたこと、この場をかりまして厚く御礼を申し上げます。

このため、本案は、後任の教育委員会委員に玉村町大字上之手乙401番地2にお住まいの新井道憲様を任命いたしたく提案をさせていただくものでございます。

新井様の経歴につきましては、昭和44年に横浜国立大学教育学部を卒業、多野郡上野村立西中学校を皮切りに、高崎市立寺尾小学校、高崎市立高南中学校等に勤務し、高崎市教育委員会学校教育課指導主事、指導係長、課長補佐を経て、平成8年には高崎市立長野郷中学校長、平成11年には再び

高崎市教育委員会へ戻られて学校教育課長、平成17年からは高崎市立高松中学校長として勤務され、平成18年度には群馬県中学校長会副会長を務められました。平成19年に定年により退職されておりますが、その後も高崎市教育研究所長、高崎市通級指導教室室長として活躍されております。

教育の現場と行政の双方を経験され、教育全般にわたり精通しており、新井様は教育委員として適任であると考えておりますので、ご審議の上、ご同意くださりますようお願い申し上げます。

以上です。

議長（宇津木治宣君） 提案説明を終了いたします。

初めに、追加日程第2、同意第6号 教育委員会委員の任命について、これより本案に対する質疑を求めます。

〔「なし」の声あり〕

議長（宇津木治宣君） 質疑なしと認めることにご異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

議長（宇津木治宣君） ご異議なしと認めます。

次に、本案に対する討論を求めます。

〔「なし」の声あり〕

議長（宇津木治宣君） 討論なしと認めることにご異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

議長（宇津木治宣君） ご異議なしと認めます。

次に、本案に対する表決を行います。

本案を原案のとおり同意することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

議長（宇津木治宣君） ご異議なしと認めます。

よって、本案は原案のとおり同意することに決しました。

次に、追加日程第3、同意第7号 教育委員会委員の任命について、これより本案に対する質疑を求めます。

〔「なし」の声あり〕

議長（宇津木治宣君） 質疑なしと認めることにご異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

議長（宇津木治宣君） ご異議なしと認めます。

次に、本案に対する討論を求めます。

〔「なし」の声あり〕

議長（宇津木治宣君） 討論なしと認めることにご異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕



議長（宇津木治宣君） ご異議なしと認めます。

次に、本案に対する表決を行います。

本案を原案のとおり同意することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

議長（宇津木治宣君） ご異議なしと認めます。

よって、本案は原案のとおり同意することに決しました。

次に、追加日程第4、同意第8号 教育委員会委員の任命について、これより本案に対する質疑を求めます。

〔「なし」の声あり〕

議長（宇津木治宣君） 質疑なしと認めることにご異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

議長（宇津木治宣君） ご異議なしと認めます。

次に、本案に対する討論を求めます。

〔「なし」の声あり〕

議長（宇津木治宣君） 討論なしと認めることにご異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

議長（宇津木治宣君） ご異議なしと認めます。

次に、本案に対する表決を行います。

本案を原案のとおり同意することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

議長（宇津木治宣君） ご異議なしと認めます。

よって、本案は原案のとおり同意することに決しました。

---

議長（宇津木治宣君） 暫時休憩いたします。

午後2時47分休憩

---

午後2時55分再開

議長（宇津木治宣君） 再開いたします。

---

○追加日程第5 玉議第1号 ハッ場ダム建設推進を求める意見書の提出について

議長（宇津木治宣君） 次に、追加日程第5、玉議第1号 ハッ場ダム建設推進を求める意見書の提出についてを議題といたします。これにご異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

議長（宇津木治宣君） ご異議なしと認めます。

よって、玉議第1号を議題といたします。

職員に議案の朗読をしてもらいます。

議会事務局長。

〔事務局長朗読〕

議長（宇津木治宣君） 朗読が終了いたしましたので、これより提案理由の説明を求めます。

齊藤嘉和議員。

〔5番 齊藤嘉和君登壇〕

5番（齊藤嘉和君） ハッ場ダム建設推進を求める意見書の提出についての提案理由を申し述べます。

このことについて、県町村議会議長会は、去る10月16日開催の役員会において議決し、既に各関係機関へ要望いたしました。各町村においても趣旨をご理解の上、議会において決議していただき、各関係機関への意見書の提出要請がありました。11月20日の議会運営委員会において審査いたしましたところ、議長会の趣旨に沿って、私が提案者となり定例会において審議していただくことになりましたので、提案するものでございます。よろしくお願いをいたします。

議長（宇津木治宣君） 提案説明を終了いたします。

これより本案に対する質疑を求めます。

〔「なし」の声あり〕

議長（宇津木治宣君） 質疑なしと認めることにご異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

議長（宇津木治宣君） ご異議なしと認めます。

次に、本案に対する討論を求めます。

最初に、反対の方の討論を求めます。

14番石川眞男議員。

〔14番 石川眞男君登壇〕

14番（石川眞男君） 今、提案者の説明がありました。10月16日、群馬県の町村議長会の理事会において、政権交代下、いきなり国土庁長官が、ハッ場ダムをマニフェストに書いてあるから中止にするということで、これは大変だと。県下の自治体で推進決議を上げて地元を守ろうというような発言がありまして、そうですねということで私も同意しました。その中で、恐らく玉村町の議会も意見書は採択されるでしょうと。しかし、私はダム建設本体工事は反対ですので、そのことはお含みおきくださいということで、一応話はしてあります。

ということで、ここで壇上に立っているわけですがけれども、私が生まれたのが昭和28年、三友議員が27年でしたから、そのときこの話が始まったのです。治水及び水資源確保を目的としたハッ場

ダム建設が長野原町に提示された。それからもう、こんな大きくなってしまいました。それでもできないダムというのは、もう現実的にはなかなか厳しいのではないかなというのが私も実際のところです。川辺川ダムでも40年はたっていませんし。

そして、私がこのダムで一番危惧しているのは、幾ら税金を投入しても完成することのない巨大なブラックホールのような感じがするのです。半世紀という途方もない時間は、この意見書にもありますように激しい反対運動を繰り広げました。住民たちに疲労感とあきらめ感を与えたのです。例えば、温泉旅館を建て直そうと思っても、ここはダムの底に沈むのだから建築許可は出ませんというとか、もう行政も完全に非協力的、ここはもう住むところではないのですよというところが、もうずっと行政が締めつけ上げた。そういう中で、もうダムを受け入れないと金はびた一文出さないと、そういった政府の強引な圧力に、最後は大方の反対する人も国策には逆らえないという感情になって、ダム建設と一体の生活再建ということのをまされたというのが実態だと思います。そのとき、多くの住民の心は一度折れてしまった。その折れた心を、今ダムをとめるといって、すぐ折れた心は立ち直らないというのが現状だと思います。

それらの過去のすべてをのみ込もうとしてきた地元に対して、政権交代後の民主党政府がいきなり、マニフェストに書いてあるからダム建設中止と、そういうことを当然のごとく言い出したわけです。そのことに対して、地元は驚きと怒りで大騒ぎになっているというのが現状だと思います。自民党政府のやり方もひどかったけれども、民主党政府のやり方も非常に悪いと思います。どちらも、国が決めたことだから国民は従えという点では全く同じだからです。地権者が生きている、生活者が生きている、その現場の実情ということを全く理解していない。もっとハッ場ダム建設の歴史を検証するところから今は始めていかなければならないと思います。それでも、最近では、ダムができないならそれで構わないけれども、ここまで犠牲を払ってきた以上、生活再建をしっかりとしてほしいという声が相当地元で上がってきているということが、これは住民の大方の本音ではないかと私は考えます。

この辺で、ちょっとダムのことを考えますと、まず第1に、今言われているのは工事の7割は済んでいて、あとの3割は、3割の予算を投入すればダムが完成できるということが言われているわけです。ここで中断するのは、かえって税金の無駄遣いだということがまことしやかに実際言われているのですけれども、この7割というのは、事業予算に対する、単に進捗率、単に予算の7割を使っただけにすぎないということです。総工費4,600億円の7割は3,220億円、これにもう投入してきた。あと1,380億円でダムが完成する保証などは全くありません。なぜなら、当初は2,110億円だったのです。2,110億円の総工費だったハッ場ダムが、2004年に現在の4,600億円という数字に変更された経緯があるのです。ここは浅間山から20キロほどの吾妻溪谷、バームクーヘンのように浅間山噴火の堆積物が重なり合う地層で、地すべりが頻繁に起きています。危険箇所として22カ所が指定され、まだ防止策がとられているのは3カ所にすぎません。この4,600億円という数字すら、増額されることは十分考えられるのです。まして、このダムは、その維持費といっ

たら、はかり知れないほど膨大なものになることは、もう自明の理だと思えます。なぜなら、ダムは、ためるのは水だけではなくて土砂もためてしまう。この土砂を取り除く巨額の経費が毎年加算され、ダム自体の寿命もせいぜい80年程度ではないかと思えます。

そして、このハッ場ダムの問題は、ハッ場ダム一つだけつくれば済む問題ではないのです。もう一つダムが必要なのです。もうできているのですけれども、それが吾妻川流域の水質の問題があります。1937年には下流の作物に被害が出て県が、毒水ですよ、毒水調査委員会を設置したことがあります。首都圏の水がめの利根川に流れ込む吾妻川は、かつて死の川と呼ばれました。1952年から55年にかけて、国はダム予定地で、鋼板、あとコンクリートを川の中に400日さらしたのです。そういう実験しました。そうすると、鋼板は8割、コンクリートは1割程度溶けてしまったのです。その結果、1959年、ハッ場ダム建設は一たん凍結されました。その後、強酸性の川にアルカリ性の石灰を投入して水質を中和させる草津中和工場をつくり、そこから山を数十分走ったところに現在の日本初の石灰精製物をためる品木ダムをつくったわけです。そして、そのときは高度成長の時代でした。首都圏の水需要の拡大が予想され、治水も利水も目的にしたダム計画が1965年に再浮上した。一たん、強酸性の水で魚もすめない死の川だから、ダムはだめだろうと凍結されたものがまた生き返ったという話です。

そして、この品木ダムの沈殿物は、想定を大きく上回るペースでふえ続けて、ダム自体の寿命が危ぶまれています、品木ダムの。当初、国はダムが50年ほどもつと想定していたのですけれども、88年からは沈殿物や土砂をすくって、近くの山中に廃棄しています。年に2万6,000トン捨てているわけですが、ダム湖にはその倍の5万2,000トンのペースで沈殿物がたまって、ダムにたまっている貯水量の8割がその沈殿物だということです。品木ダムへ行ってみますと、必ず船が浮いています。沈殿物をとっているわけです。毎日です。水に含まれる高濃度の砒素などの有害物質も含まれて、新たな廃棄場所を探し続けているのが実情であり、年間約10億円の維持管理費が必要です。これだけ手間とお金をかけても、品木ダムで中和できているのは吾妻水系の4割の流量にとどまっています、国は今後、850億円を総事業費としてかけて、この処理範囲を広げようとしているわけですが、今もその工事のめどは立っていません。ハッ場ダムを語るとき、この中和する品木ダムのことも語らなければならないと思えます。非常にダムをつくる環境にないわけです。

というのは、孀恋のキャベツ畑でいろんな消毒されているわけですが、そういった水もどんどんやっぱり流れてくるわけです。そして、そういったダムをつくるには非常に危険なところだということは、わかっているわけですが、このダムは利水、治水ということです。治水の面から言うと、カスリン台風があったわけですが、しかし昨年、国会議員が質問趣意書に、国会議員が質問すると、閣議決定された質問趣意書が返ってくるわけです。その政府答弁で、カスリン台風と同規模の台風が到来した場合、下流の観測ポイントで計測される流量は、ハッ場ダムの有無によって違いはないと、国交省自らが認めています。治水には役立たないということが、もうはっきりしました。

それで、人口減少の中、利水の用も少なくなっていることはご承知のとおりです。

今後幾らかかるかわからない、このブラックホールとも言える無用のダムの本體工事をとめて、山溪谷をしのぐとも言われている自然環境を保全し、そこに生きる生物や植物、温泉とともにある人々の暮らしを再建することが環境の世紀と言われている今を生きる私たちの役目であると思います。民主党が国民の生活が第一というなら、政府はこれまでの経緯を地元民に対し謝罪して補償し、天然の景勝地吾妻溪谷と川原湯温泉地区が一体となった生活再建に責任を持つことが求められていると私は思います。

今求められているのは、ダムの本體工事をとめる勇氣、とめる決断、そのことが未来への正しい責任のとり方だと私は考えますので、以上簡単ですけれども、この意見書に反対討論とさせていただきます。

議長（宇津木治宣君） 次に、賛成の方の討論を求めます。

9番町田宗宏議員。

〔9番 町田宗宏君登壇〕

9番（町田宗宏君） 町田です。

石川議員のように国レベルの難しい話は、この問題について私はしません。要するに、このハッ場ダムの工事中止が、この玉村町の町益にとって、すなわち町民の幸福なり町の発展にどういう影響を及ぼすかと、これが我々玉村町の議員の最も中心に考えなければならないことだと思っております。ある商工会の会長さんに聞きましたら、ハッ場ダムが中止になると玉村町のある企業の存亡にかかわってくるのだと。状況によってはつぶれてしまうかもしれぬと。町田さん、どうにかしたほうがいいのではないかと、そういう話を聞きましたけれども、そういう話がなくとも、必ず、ある程度の失業者が出る可能性もありますし、本当に会社の何社かはつぶれる危険性もあろうかと思っております。

私は、国の予算がどれくらい使われるとか、これからどれくらい、さらに投入されなければならないとか、あるいはハッ場ダムのあの場所がダムに適するとか、適さないとか、そういったことは国のレベルに任せておけばいい。我々は本当に玉村町の町民の幸せ、町の発展を考えるべきだと。そういう観点から、私はこのハッ場ダムは早急に完成するようにどんどん金を投入し、この経済不況の、玉村町のこの不況の状態を一日も早く回復をするように私は思っております。よって、この建設推進に大賛成です。

終わります。

議長（宇津木治宣君） ほかに討論ありませんか。

〔「なし」の声あり〕

議長（宇津木治宣君） 討論終了と認めることにご異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

議長（宇津木治宣君） ご異議なしと認めます。

次に、本案に対する表決を行います。

異議がありますので、起立により表決を行います。

本案に賛成の議員の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

議長（宇津木治宣君） 起立多数であります。

よって、本案は原案のとおり可決いたしました。

---

## ○追加日程第6 玉議第2号 生活費に見合う年金引き上げを政府に求める意見書の提出について

議長（宇津木治宣君） 次に、追加日程第6、玉議第2号 生活費に見合う年金引き上げを政府に求める意見書の提出についてを議題といたします。これにご異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

議長（宇津木治宣君） ご異議なしと認めます。

よって、玉議第2号を議題といたします。

職員に議案の朗読をしてもらいます。

議会事務局長。

〔事務局長朗読〕

議長（宇津木治宣君） 朗読が終了いたしましたので、これより提案理由の説明を求めます。

筑井あけみ議員。

〔6番 筑井あけみ君登壇〕

6番（筑井あけみ君） 玉議第2号 生活費に見合う年金引き上げを政府に求める意見書の提出について、総務常任委員会のほうで付託を受け審査し、提出したいと思っております。

紹介議員であります石川眞男議員のほうから、委員会において説明を受けました。その中に、生活に見合う年金額というのは、国民年金の受給者、実際に身近の自分の親や周囲の人たちなど、そのような実態を見ているというようなこと。それから、高齢者の事故、事件が多発するような社会情勢になってきている。最低限生活費に見合う年金引き上げは必要ではないかという紹介議員の説明を受け、委員会で審議した結果、賛成者2人、趣旨については全員賛成し、採決になり、委員会として陳情は採択されたわけでございます。

このような厳しい大変な時代であります。だからこそ、こういった長年国においてご苦労いただきました高齢者の方々に、やはり安心して暮らせるような生活を守っていかなくてはいけないというような観点におきましても、この請願については賛成し、提案をしていきたいと思ひ、提案者となりました。

以上です。

議長（宇津木治宣君） 提案説明を終了いたします。

これより本案に対する質疑を求めます。

〔「なし」の声あり〕

議長（宇津木治宣君） 質疑なしと認めることにご異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

議長（宇津木治宣君） ご異議なしと認めます。

次に、本案に対する討論を求めます。

〔「なし」の声あり〕

議長（宇津木治宣君） 討論なしと認めることにご異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

議長（宇津木治宣君） ご異議なしと認めます。

次に、本案に対する表決を行います。

本案は原案のとおり決することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

議長（宇津木治宣君） ご異議なしと認めます。

よって、本案は原案のとおり可決いたしました。

---

## ○字句等整理委任について

議長（宇津木治宣君） お諮りいたします。

議会会議規則第45条の規定に基づき、本会議の議決の結果、その条項、字句、数字、その他整理を要するものにつきましては、その整理を議長に委任されたいと思います。これにご異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

議長（宇津木治宣君） ご異議なしと認めます。

よって、条項、字句、数字、その他の整理は議長に委任することに決しました。

---

## ○町長あいさつ

議長（宇津木治宣君） この際、町長より発言を求められておりますので、これを許します。

町長。

〔町長 貫井孝道君登壇〕

町長（貫井孝道君） 12月議会の閉会に当たりまして、ごあいさつを申し上げます。

本定例会は12月2日に開会され、本日までの9日間、議員の皆様方には慎重にご審議をいただきまして、まことにありがとうございました。当初提案申し上げました11案件及び本日追加提案させ

ていただきました人事案件を含む4案件につきまして、すべて原案どおりご議決、ご同意をいただきまして厚く御礼を申し上げます。

また、一般質問においては15名と多くの議員さんからご質問がございました。議案審議や一般質問の中でご指摘、ご提言をいただきましたことにつきましては、十分尊重し検討してまいります。

なお、12月定例会後、熊谷教育長は12月23日をもちまして任期満了となりますが、過日、今期をもちまして後進に道を譲りたいとの申し出を受けました。立派な決断であると評価し、まことに残念ではございますが、お受けをすることといたしました。

顧みますれば、2期8年間、責務を十二分に全うしていただき、玉村町の教育行政の発展に貢献をしていただきました。本当にありがとうございました。この場をかりまして、改めて心から御礼を申し上げます次第でございます。

最後になりますが、勇退後もどうか健康には十分ご留意され、これまでの経験を生かし、町政各般にご指導、ご協力いただけますよう心よりお願い申し上げます。

今後は、これから教育委員会で選任されます教育長を新たに迎え、さらに活力あふれる魅力あるまちづくりに取り組んでまいる所存でございますので、議員各位におかれましても、よろしくご支援とご協力をお願い申し上げます。

最後になりましたが、これから年の瀬を迎え何かとお忙しい時期となります。議員の皆様方には健康には十分留意され、すがすがしい新年を迎えられますことを心からご祈念を申し上げまして、閉会に当たっての御礼のごあいさつとさせていただきます。

大変ありがとうございました。

---

## ○教育長あいさつ

議長（宇津木治宣君） 次に、今定例会を最後に退任されます教育長より発言を求められておりますので、これを許します。

熊谷誠司教育長。

〔教育長 熊谷誠司君登壇〕

教育長（熊谷誠司君） 時間をいただきましたので、退任のあいさつをさせていただきます。

12月23日をもちまして任期満了となり、退任をいたします。2期8年、本当にありがとうございました。

教師として社会に出たのを機に玉村町を離れ、そして玉村町に勤務経験のない私を、出身地というだけで呼んでくださったことが帰郷できたという思いを強くしました。今は亡き井田金七元町長様には本当に感謝でいっぱいでございます。

教育委員会制度の意義の一つは、地域住民の意向を反映した施策をするということであり、町民から出発して、町民に返る。これが教育行政推進の基本的な考えとして、常にこれを忘れることな



く、この8年、取り組んできました。しかし、町民の皆様のご期待にこたえることができたかどうかの評価は町民の皆様によだねますけれども、自己評価としては満足しておりません。しかしながら、玉村町の教育は、遅々としてではありますけれども、確実に進展をしていると思っております。2期8年の前半にあった、町長、助役不在という激動のときは、子供たちへの影響を心配したり、教育行政を担う者としてのあり方に悩むこともありました。しかしながら、ここにおいでの皆様、多くの町民の皆様の指導、支援によって、きょうを迎えることができたことを深く感謝申し上げます。

教育、国家百年の大計と言われるように、教育は数世代にわたるスパンで考えなければならないところもあるわけがございますけれども、人が地域をつくり、経済社会をつくり、芸術や文化等の生活をつくるように、人の世は人がつくりまします。教育は人をつくり、人の世をつくる基盤でもあります。

今、社会は、地域の社会構造を変え、地域基盤型社会や知の循環型社会等をもたらしているように、人の世は激しく変化しています。その中での人づくりや生きがいづくりの教育は、今まで言われてきた不易と流行にとらわれることなく、果敢に社会の変化に対応した教育をしっかりと地に足をつけて実践をしていかなければなりません。そんな思いで実践をしてきたこの8年の取り組みが、自律を選択した玉村町の発展の礎の一つとして生きて働くときがあればうれしい限りでございます。後に託すものとして、皆様にはこれからも玉村町の教育にさらなるご理解をいただくことを念じてやみません。

室生犀星は、「ふるさととは遠くにありて思ふもの」と言っていますけれども、私は玉村町から、そう遠くないところに住んでおりますので、これからは、ふるさと玉村町を望郷していきたいと思っております。

終わりに、議場においでの皆様をはじめ町民の皆様方のご健勝、ご多幸とともに、玉村町のますますの発展を心からご祈念申し上げ、退任のあいさつとします。本当にありがとうございました。（拍手）

---

## ○議長あいさつ

議長（宇津木治宣君） 平成21年玉村町議会第4回定例会の閉会に当たり、一言ごあいさつを申し上げます。

12月2日に開会し本日までの9日間にわたり、15名の議員からの一般質問や請願、陳情等に関する審議、そして町長提出議案などにおいて活発な質疑、討論がなされましたことに対し、深く感謝を申し上げます。

さて、国におきましても一連の刷新会議による事業仕分けが終了いたしました。事業の見直し、廃止等により、交付金や補助金の予測がつかない状況に加え、町税も相当な減収が予想されます。こうした状況のもと、議会といたしましても町の将来をしっかりと見据え、難しい時代を皆様とともに切り開いていく所存であります。

来年こそ日本経済が回復し、よりよい年になりますよう願うとともに、各議員並びに皆様のご多幸

とご健勝をお祈り申し上げ、閉会のあいさつといたします。

また、退任される熊谷教育長におかれましては、2期8年間、町に本当にご尽力いただきました。改めて感謝を申し上げ、今後とも町政全般にわたってご指導いただけますように心からお願いを申し上げます。

結びに当たり、平成21年玉村町議会定例会が皆様のご協力によりすべて終了し閉会となりますことに対し、深く感謝を申し上げます。ご苦労さまでした。

---

## ○閉 会

議長（宇津木治宣君） 以上をもちまして平成21年玉村町議会第4回定例会を閉会いたします。

午後3時31分閉会